

兵庫県公報

令和2年4月21日 火曜日 第101号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（産業保安課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	8
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	8
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	9
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	10
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	11
○ 教習指導員審査の実施	12
正 誤	
○ 令和元年7月31日付け兵庫県公報号外中	13

告 示

兵庫県告示第514号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

令和2年6月14日（日） 神戸市、西宮市、加古川市、豊岡市、丹波篠山市及び洲本市
同 月21日（日） 姫路市

甲種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験 午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで
 丙種危険物取扱者試験 午後1時15分から午後2時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
神戸	県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63
姫路	姫路獨協大学	姫路市上大野7丁目2-1
西宮	大手前大学さくら夙川キャンパス	西宮市御茶家所町6-42
加古川	県立農業高等学校	加古川市平岡町新在家902-4
豊岡	県立但馬技術大学校	豊岡市九日市上町660-5
丹波篠山	県立篠山産業高等学校	丹波篠山市郡家403-1
洲本	県立洲本実業高等学校	洲本市宇山2丁目8-65

3 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

(1) 書面申請

ア 申請方法

受付期間内に受験願書を一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部に申請する。

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局・県民センターにおいて、令和2年4月中旬から配布している。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年5月1日（金）から同月14日（木）まで

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

郵送の場合は、簡易書留郵便で送付すること（受付最終日消印有効）。

(2) 電子申請（インターネットによる申請）

ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから、案内に従い申請に必要な事項の入力を行い申請する。詳細は以下のホームページを確認すること。

<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

イ 受付期間

令和2年4月28日（火）午前9時から同年5月11日（月）午後5時まで

4 問合せ先

(1) 試験全般（電子申請を除く。）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通3番地 シップ神戸海岸ビル14階

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078)385-5799

(2) 電子申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

電話 (0570)07-1000

~~~~~

## 兵庫県告示第515号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名又は名称、住所及び法人にあっては、その代表者の氏名

播州ガス協業組合  
高砂市阿弥陀町阿弥陀29番地の2

- 2 認定年月日及び認定番号  
令和2年3月30日  
第43号



**兵庫県告示第516号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
|-------------|-----------|
| 神戸市西盛土地改良区  | 令和2年3月31日 |
| 兵庫県加古土地改良区  | 同 年4月1日   |
| 神戸市東下土地改良区  | 同 月6日     |
| 神戸市野瀬北土地改良区 | 同         |
| 神戸市菅野土地改良区  | 同         |
| 打越土地改良区     | 令和2年4月7日  |
| 太田土地改良区     | 同         |



**兵庫県告示第517号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市生野町栃原字寺ノ谷1795の13、1795の14
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第518号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。  
令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（基盤地図情報作成）
- 2 作業期間  
令和元年10月20日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、佐用町及び香美町の各一部



**兵庫県告示第519号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和元年9月6日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
宍粟市一宮町福知地内ほか



**兵庫県告示第520号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成及び航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
平成31年3月14日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域  
姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市及び播磨町の各一部



**兵庫県告示第521号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
令和元年6月10日から令和2年3月23日まで
- 3 作業地域  
神戸市全域



**兵庫県告示第522号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月9日から同月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市大庄西町二丁目地内



**兵庫県告示第523号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年3月13日から同月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市蓬川町地内



**兵庫県告示第524号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和元年12月6日から令和2年3月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第525号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、明石市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（出来形確認測量）
- 2 作業期間  
令和元年5月15日から令和2年3月10日まで
- 3 作業地域  
明石市鳥羽外地内



**兵庫県告示第526号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（TS等現地測量）
- 2 作業期間  
令和元年6月3日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園口四丁目地内



**兵庫県告示第527号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
令和元年9月5日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
三木市全域



**兵庫県告示第528号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年12月18日から令和2年3月27日まで
- 3 作業地域  
川西市全域



**兵庫県告示第529号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、養父市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（座標変換）
- 2 作業期間  
令和元年6月26日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域  
養父市八鹿町高柳、八鹿町八木、八鹿町浅間、八鹿町坂本、長野、建屋、餅耕地、能座、中米地、大屋町宮垣、大屋町樽見、大屋町中、大屋町夏梅、大屋町加保、大屋町糸原、大屋町門野、大屋町須西、大谷、万久里、尾崎及び出合地内



**兵庫県告示第530号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和元年9月6日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
南あわじ市全域



**兵庫県告示第531号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間  
令和元年11月8日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域  
加東市の一部



**兵庫県告示第532号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、稲美町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年11月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域  
稲美町全域



**兵庫県告示第533号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年4月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年4月21日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |              |    |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       |    |                 |              |    |

|              |                                            |   |                 |       |
|--------------|--------------------------------------------|---|-----------------|-------|
| 県道<br>福知山山南線 | 丹波市氷上町新郷字段亀澤646番1から<br>同 市氷上町新郷字大澤1154番8まで | 旧 | 8.0から<br>12.0まで | 104.0 |
|              |                                            | 新 | 9.0から<br>15.0まで | 104.0 |



**兵庫県告示第534号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

| 区 域 名  | 市 郡 名 | 区 町 名 | 町 大 字 名    | 小 字 名                          | 地 番                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-------|-------|------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尾 端    | 丹 波 市 |       | 市島町上<br>鴨坂 | 尾 端<br><br>上 ノ 山               | 89番の一部、90番の一部、91番、93番の一部、98番2、99番、100番、102番、102番1、118番、118番3、121番の一部、123番、144番の一部、118番地先の道路敷、144番地先の道路敷<br><br>2001番の一部、2002番、2003番の一部、2004番1の一部、2004番2の一部、2005番、2006番2の一部、2010番1の一部、2011番の一部、2014番の一部、2015番の一部、2016番1の一部、2016番2、2017番1の一部 |
| 大名草(4) | 丹 波 市 |       | 青垣町大名草     | 澤 ケ 谷<br><br>妙 見 谷<br><br>ウトント | 213番の一部、215番の一部、222番、226番、226番2、1468番、1469番の一部、213番から221番地先に至る道路敷の一部、226番2地先の道路敷の一部<br><br>425番の一部、429番1から429番3まで、430番、431番の一部、432番の一部、425番地先の道路敷の一部、431番から432番地先に至る水路敷の一部<br><br>2025番の一部、2026番、2027番の一部                                  |



**兵庫県告示第535号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合  
 事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）  
 設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 2 届出の内容



|      | 氏名    | 住所             |
|------|-------|----------------|
| 理事長  | 中野 衛  | 赤穂市南野中389番地3   |
| 副理事長 | 村中 雅英 | 同 市南野中425番地3   |
| 理事   | 大橋 博文 | 同 市砂子231番地3    |
| 同    | 塩本 英治 | 同 市砂子403番地6    |
| 同    | 山崎 章則 | 同 市砂子190番地     |
| 同    | 山崎 善人 | 同 市砂子303番地     |
| 同    | 大木 進  | 同 市北野中110番地1   |
| 同    | 新家 弘市 | 同 市北野中472番地35  |
| 同    | 枝川 和之 | 同 市南野中50番地     |
| 同    | 富田 勢子 | 同 市北野中397番地195 |
| 同    | 藤本 大祐 | 同 市惣門町51番地14   |

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) 西宮市東町店舗  
 所在地 西宮市東町一丁目100番3号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 生活協同組合コープこうべ  
 住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号  
 代表者の氏名 木田 克也
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|              |                    |        |
|--------------|--------------------|--------|
| 名称           | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 生活協同組合コープこうべ | 神戸市東灘区住吉本町一丁目3番19号 | 木田 克也  |

 外未定4者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 令和2年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,550平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
62台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
108台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
8.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻 午前9時

- 閉店時刻 午後9時45分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和2年3月30日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和2年4月21日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和2年8月21日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年4月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ハローズ姫路香寺店
  - 所在地 姫路市香寺町犬飼527番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 名称 株式会社ハローズ
  - 住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
  - 代表者の氏名 佐藤利行
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
(仮称) ハローズ姫路香寺店
    - イ 変更後  
ハローズ姫路香寺店
  - (2) 駐車場の自動車の出入口の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日  
令和2年3月27日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年3月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年4月21日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年8月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

### 公安委員会告示

#### 兵庫県公安委員会告示第115号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月21日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和2年6月7日（日）から同月13日（土）まで

なお、令和2年6月20日（土）を予備日とする。

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和2年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和2年4月23日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（<sup>けん</sup>牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年7月14日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434



**兵庫県公安委員会告示第116号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年4月21日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>けん</sup>牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和2年6月7日（日）から同月13日（土）まで

なお、令和2年6月20日（土）を予備日とする。

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和2年4月21日（火）から同月23日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普

- 通) 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車(けん引)を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し
- ウ 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(大型)の写し
- エ 教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(中型)の写し
- オ 教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証(普通)の写し
- カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年4月21日(火)から同月23日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和2年4月23日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)又は教習指導員審査(準中型)を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)又は教習指導員審査(牽引)を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年7月14日(火)午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628 内線433、434

正 誤

○令和元年7月31日付け(兵庫県公報号外)  
兵庫県告示第270号(特定農業用ため池の指定)中

| (ページ) | (行)   | (誤)                  | (正)                  |
|-------|-------|----------------------|----------------------|
| 2     | 上から3  | 権現池ほか15箇所(別紙22のとおり)  | 権現池ほか16箇所(別紙22のとおり)  |
|       | 上から11 | 三軒谷池ほか22箇所(別紙26のとおり) | 三軒谷池ほか21箇所(別紙26のとおり) |